

令和7年4月1日

関係者各位

大阪広域水道企業団八尾水道センター

企業団統合に伴う変更点について（お知らせ）

大阪広域水道企業団へ統合するにあたり、以下の事務について変更となります。

■給水装置工事施行基準

一部の内容について変更となります。

（主な変更点）

- ・共同住宅の給水方式を緩和
- ・事前協議の徹底（受水槽方式の場合も事前協議書の提出が必要）
- ・水道メーターの適正使用流量範囲を考慮したメーター口径の決定
- ・水理計算方法の変更（器具換算延長の簡素化）
- ・一部、立面図・断面図の省略

※給水装置工事申込みの際は、窓口で事前に協議願います。

■様式集（給水装置工事に伴う提出書類）

様式が変更となりますが、当面の間、旧様式での提出についても受け付けます。

※令和7年4月1日以降の給水装置工事申込みについては、大阪広域水道企業団の指定番号を記載してください。指定番号は大阪広域水道企業団ホームページで確認願います。

■都市計画法第32条等に伴う協議

様式が変更となりますが、当面の間、旧様式での提出についても受け付けます。

■その他の変更事項

給水装置工事の申込みに伴う手数料等が変更となります。また、原則として、建物内部の給水装置工事の申込み以前に臨時用の開栓が必要となります。既設給水装置がない場合は、臨時栓を設置する給水装置工事を申し込む必要があります。

大阪広域水道企業団八尾水道センター 施設整備課 Tel:072-923-6308(直通)
